

月報私学

5 2010

VOL.149

日本私立学校振興・共済事業団広報



八十周年館の完成 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学（八十周年館全景、演習室、研究室、リトミック室、健康栄養相談室）

写真提供：学校法人 駒澤学園（東京都稲城市）

CONTENTS

- 平成22年度 私立大学等経常費補助金事務担当者研修会..... 2
- 平成22年度 学校法人等基礎調査..... 3
- 事業団融資のご利用について..... 4
- 私立大学の生き残りへの道 ― 研究センターから教育センターへ ―..... 6
- 短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」..... 8
- 平成22年度 第1回私学共済事務担当者研修会..... 9
- 資格関係の報告内容の訂正／加入者にかかる学種の適用..... 10
- 接骨院・整骨院の施術を受けるとき／短期給付金の自動払い..... 11
- 平成22年度 生涯生活設計セミナーの開催／無効の加入者証回収と返納のお願い
平成21年度特定健康診査 健診結果データの提出は5月末が締め切りです..... 12
- 積立共済年金・共済定期保険 平成22年度前期募集..... 13
- I N F O R M A T I O N..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 16

平成二十二年度 私立大学等経常費補助金事務担当者研修会

助成部補助金課では、すでに電子窓口にてご案内しましたとおり「平成二十二年度私立大学等経常費補助金事務担当者研修会」（以下、研修会）を、六月八日の東京会場を皮切りに全国六会場で開催します。

今年度は、昨年度に実施したアンケート結果を踏まえ、ニーズの高かった「経験者編」と「入門者編」の研修会を一日ずつ開催する予定です。

一日目の「経験者編」は、文部科学省私学助成課から、高等教育の施策等の説明をしていただいた後、二十二年度の一般補助・特別補助の変更点及び配分方法、会計検査院の実地検査の状況等を中心とした説明を行う予定です。

二日目の「入門者編」は、補助金業務を担当して三年以内の方を対象に、一般補助・特別補助の概要について分かりやすく説明する予定です。

なお、研修会資料は当日、冊子等での配付はいたしませんので、参加される方は、お手数ですが電子窓口にて資料を事前に出力のうえ、ご持参くださいますようお願いいたします。資料の掲載日については、別途ご案内いたします。

一日目（経験者編）の主なプログラム

1. 一般補助

平成二十二年度以降の変更点及び配分方法

- ① 地方中小規模校への新たな支援
- ② 財政状況による傾斜配分の強化
- ③ 高額給与支給者に対する補助基準額の減額強化
- 他

2. 特別補助

平成二十二年度以降の変更点及び配分方法

- ① 申請ゾーンの取り扱い
- ② 既存メニューの再編統合について
- ・ 大学間連携等の推進
- ③ 内容変更について
- ・ 大学院教育の実質化の推進
- ④ 内容拡充について
- ・ 世界を舞台に活躍する人材養成支援
- ・ 授業料減免事業等支援経費
- ・ 未来経営戦略推進経費 他

3. 会計検査院の実地検査

- ① 平成二十一・二十二年度の検査状況
- ② 過去の不当事項事例

二日目（入門者編）の主なプログラム

1. 一般補助

一般補助の概要等

2. 特別補助

特別補助の概要等

※研修会当日は、会場内に「相談コーナー」を設けます。お気軽にお立ち寄りください。

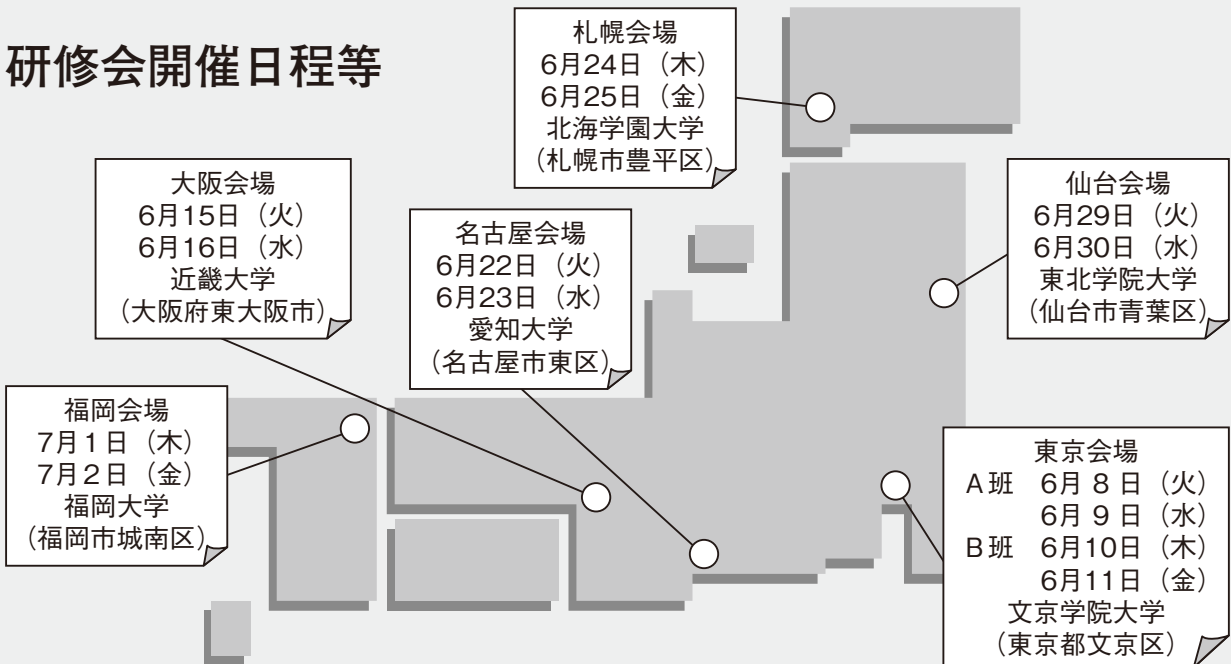
問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎ 〇三（三三三〇）七三〇〇～七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

研修会開催日程等



平成二十二年度 学校法人等基礎調査 ～ホームページの調査様式をご活用ください～

学校法人等基礎調査は、特別支援学

校・幼稚園・専修学校又は各種学校を
設置している学校法人、学校法人以外
の法人及び個人設置者を対象とする、
私立学校の基本的かつ総合的な調査で
あり、都道府県のご協力を得て実施し
ています。なお、大学・短期大学・高
等専門学校・高等学校・中等教育学校・
中学校・小学校を設置している学校法
人は、別途に調査を実施していますの
で、本調査の対象にはなりません。

この調査は、私学事業団の私学デー
タバンク構想によるデータの一元化の
一環として、文部科学省が実施してい
た「私立学校の財務状況調査」を平成
十一年度から本事業団が引き継いだも
のです。二十一年度には、八七％の学
校法人等から回答をいただしていま
す。本年度も引き続きご協力をお願い
します。

なお、集計結果は『今日の私学財政』
として刊行し、ご協力いただいた学校
法人等にご活用いただいています。

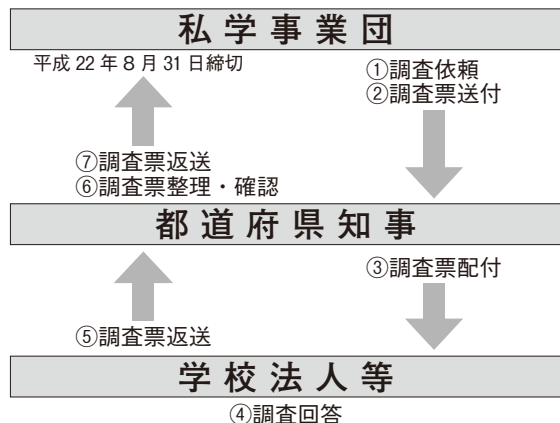
※『今日の私学財政』には、大学・短
期大学・高等専門学校・高等学校・中
等教育学校・中学校・小学校法人が設
置する幼稚園、専修学校、各種学校の
データを集計しています。

助成業務

1 調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並び
に学校法人等の資産等の状況を明らか
にすることにより、本事業団業務の基
礎・参考資料及び私学関係予算要求等
の資料とし、あわせて学校法人等の運
営の参考に供することを目的としてい
ます。なお、この調査内容は、前述の
目的以外には使用いたしません。

2 調査票の配付・提出の手順



3 調査票のダウンロードについて

「学校法人等基礎調査」の様式、記
入例、説明書を、本事業団のホームペー
ジからパソコンでダウンロードできま
す。

調査票のダウンロードから 提出までの流れ

- ① 日本私立学校振興・共済事業団ホー
ムページへアクセス
(<http://www.shigaku.go.jp/>)
- ② 「助成業務」をクリック
- ③ 「経営支援・情報提供」をクリック
- ④ 「平成二十二年度学校法人等基礎
調査」調査様式等のダウンロード」
をクリック
- ⑤ 文書中段にある各ファイル名をク
リックしダウンロード
- ⑥ データの入力、印刷
- ⑦ 各都道府県に提出
(都道府県の定めた期限までにご提
出をお願いします)

提出される調査票は、当該様式を利用
してパソコンで入力・印刷したもの
の、また都道府県から送付された調査
票へ記入したもののどちらでも構いま
せん。いずれの場合も、都道府県への
提出は紙媒体でお願いします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室
☎ 〇三（二三三〇）七八四〇～七八四三
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

基礎調査票e-マネージャ、 私学データ作成システム等 の利用時間のお知らせ

学校法人の皆様にご利用い
ただいております、基礎調査票
e-マネージャ、私学データ作
成システム、電子窓口などの私
学サーバファームの利用可能
時間が変わり、**原則終日ご利用
いただけます。**

ただし、月曜日が祝日等で休
日の場合は、**土曜日の正午から
火曜日の午前九時までの間は
休止させていただきますので
ご注意ください。**

事業団融資のご利用について

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して、長期（返済期間最大二十年）・固定金利（契約時の金利で完済まで固定）の融資を行っています。

融資の対象となる事業、融資金利等は一六頁の一覧表をご覧ください。

今月号では、融資のご相談から融資実行までの事務の流れと手続きについてご案内します。

Ⅰ 融資事務の流れ

融資のご相談からご契約・資金の振り込みまで、次のような流れがあります。

1 新規融資のご案内とご相談

本年は、二月から四月にかけて、次年度の事業団資金の借入希望について照会しております。資金の借り入れを希望する旨回答をいただいた法人には、事業の概要、資金計画等を記入していただく「融資相談票」を送付しています。その後、六月上旬頃から「融資相談会」を実施します。五月中旬頃に開催のご案内を送付する予定です。

この相談会は個別相談の形をとり、学校法人から「融資相談票」の記載内容についてお聞きし、あわせて本事業

団から融資の要件等を説明する場として設けるものです。事業内容等が融資要件に合う場合は、借り入れに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。

この流れは年度当初から融資を希望された場合のものです。融資にかかるご相談は随時承っています。

本事業団では、融資を申し込まれる前には、時期にかかわらず、ご相談の機会を設け、事業の内容と資金計画、返済計画などをお聞きいたします。

2 融資申込書類のご提出

融資を申し込まれることが決まりましたら、事業団所定の「資金借入申込書」に、資金計画（資金繰り表）、返済計画、担保物件、保証人等に関する書類を添付して、本事業団に提出していただきます。ただし、東京都以外の道府県の高등학교・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等については、道府県の主管課に提出となります。

建築請負契約書、土地売買契約書等の事業内容を確認するために必要な書類は、同時又は整次次第、本事業団へ直接提出することになります。

3 融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理しましたら、各法人の資金必要時期に依じて融資審査を行い（融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会がある場合があります）、融資決定となります。

4 ご契約と資金の振り込み

融資が決定しましたら、「貸付金決定通知書」を交付します。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、各法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしていただきます。資金の振り込みは、原則としてこの登記手続きが完了した後となります。

Ⅱ 融資審査の視点

融資相談時にもお聞きしますが、融資審査の視点は、次のとおりです。

- （1）事業の適切性
 - 事業の目的・内容が適正であること
 - 運転資金、市中金融機関又は本事業団からの借入金金の借り換えでないこと
 - （2）資金計画の妥当性
 - 原則として対象事業費の二〇パーセント以上が自己資金であること
 - 借入金金の償還に支障がない資金繰りであること

（3）償還の確実性

○償還開始以降、毎年度の帰属収入から消費支出を差し引いた額（基本金組入れ前の差額）が確実に見込まれること

（4）担保物件・連帯保証人の妥当性

- 原則として土地・建物であること
- 学校法人理事長は資産の有無にかかわらず、連帯保証人であること

この他、融資事業の詳細については、左記までお気軽にご相談ください。



築三十年以上の老朽校舎等又は危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の校舎等の建替え事業に本事業団の融資をご利用になった場合、本事業団への初回の利払いから十年間にわたり文部科学省から利子助成（私立学校施設高度化推進事業補助金）が受けられ、法人の金利負担が軽減されます。

対象となる学校は、大学（含む大学病院）・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校です。

この利子助成制度が、二十二年度新規融資まで拡充されています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

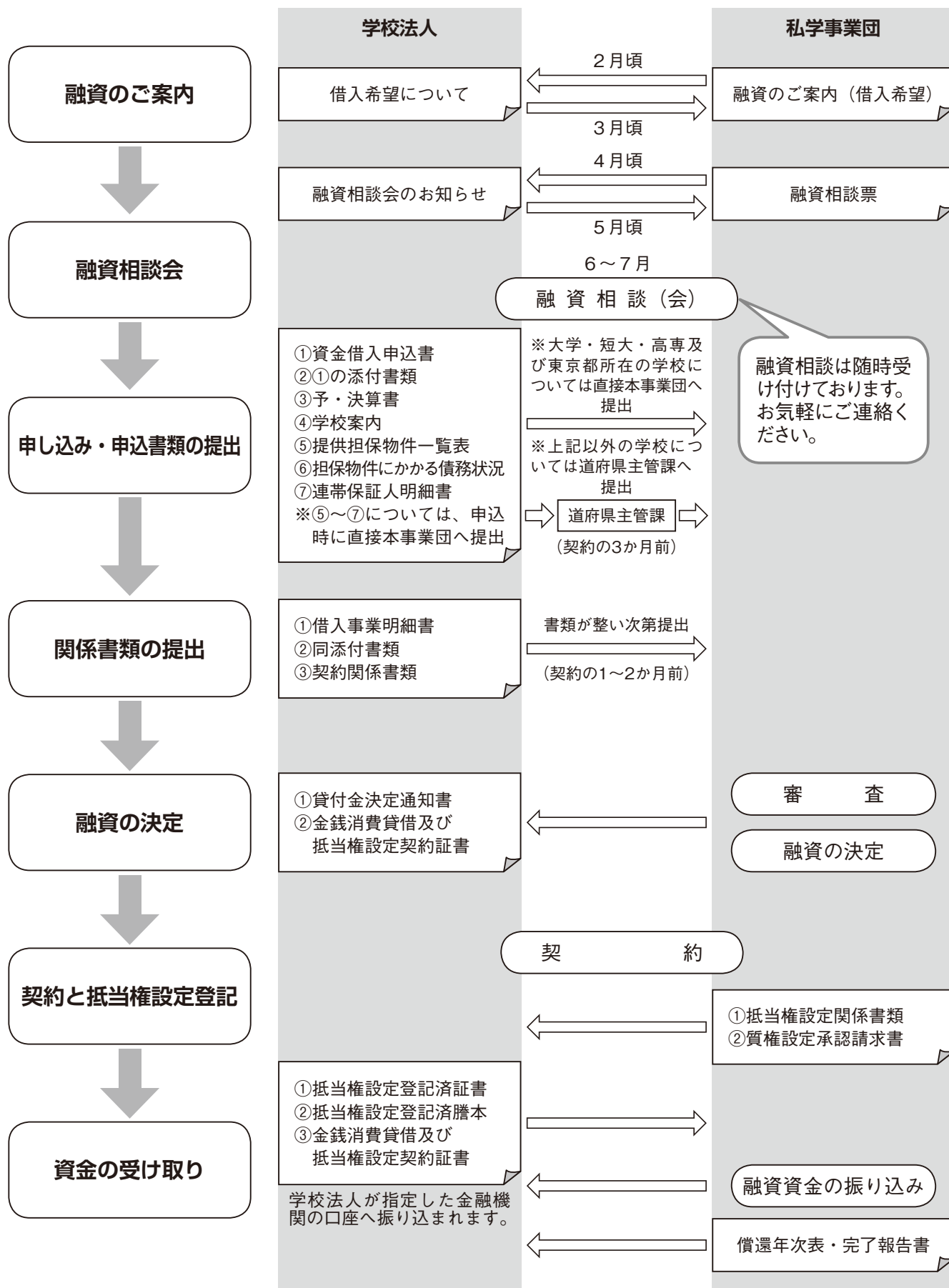
融資部 融資課

☎〇三（二三三〇）七八六二・七八六七

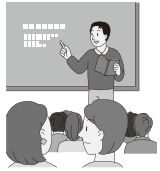
Eメール yushin@shigaku.go.jp

○ 融資申し込みから契約までの事務の流れ

助成業務



私立大学の生き残りへの道 — 研究中心から教育中心へ —



昨年度、少子化の影響で定員割れの私立大学の割合が四割、短期大学は七割になり、私立大学間の競合はその激しさを増している。この状況下で生き残りをかけた私立大学の取り組み事例を取り上げてみた。

一・変化の時代の私立大学

「供給過剰になり、経営環境が悪化し、競争が激化してくると、客は少しでも客志向してくれる店に集中するようになります。」とはある経営コンサルタントの言葉である。私立大学でもその傾向が顕著に現れてきた。私学経営情報センターで経営相談業務を行っている中で感じることは、学生サービスに徹している面倒見の良い大学が比較的的学生を集めているということだ。私立大学の生き残りは、一人ひとりの学生に教職員がどれだけ手間ひまをかけて対応しているにかかっているように思われる。

二・面倒見の良い大学とは

では、面倒見の良い大学とはどのような大学であろうか。新島短期大学の

ある教授は、次のように述べている。

「うちの短大が毎年卒業式の前行っている満足度調査の中で、『将来自分の子どもを新島学園短期大学へ入学させたいと思いますか』という問いに対しては、七割以上の学生が肯定的な意見を述べています。その理由は、学生と教員の間の距離が非常に近いからだと思います。学生たちは毎日お昼の弁当を研究室で食べています。夏休みにも学生はほとんど毎日研究室に来ており、そこに卒業生も喜んで顔を出します。研究室がまさに学生とOBのたまり場になっています。学生が校内に滞留時間は、うちが日本一だと思っていますが、学生の満足度が高いのは、学生の校内の滞留時間が非常に長いことと関係があるのではないのでしょうか。」

学生の面倒見の良い大学とは、学生と教職員との関係が密接であること、学生の校内での滞留時間が長いこと、そして就職先までしっかりと面倒をみってくれる大学のこのようなのである。

そこで、面倒見の良いと考えられる大学の取り組みをいくつか紹介してみたい。

(一) クラス担任制

最近では、大学で自分が何を学ぶのかという目的の定まらない学生が多く入学しているため、一年生の段階でクラス担任制を採用し、個々の学生に目を配っている大学が増えている。

例えば、日本文化大学は一年次に三〇人程度のクラス担任制をとっている。クラス担任は高校の校長や教頭経験者になることが多く、挨拶の仕方や遅刻はしないなど、基本的なマナーを徹底的に教育している。入学試験の合格通知を送付した直後に、クラス担任は新入生及び保護者と面談し、大学の建学の精神や大学で守るべきルールなどを説明している。その面談調査には、将来なりたい職業を記入する欄があり、その欄に記入できない学生には指導を行っている。また、両親が記入する欄もあり、保護者との協力関係もはっきり構築している。特に、就職支援については、保護者の協力が欠かせないそうである。

西武文理大学でもクラス担任制を導入し、学生の生活指導や進路指導に特別な力を注いでいる。一クラス約四〇人をさらにサブクラスに分け、全教員が担任を持っている。この「クラスアワー」では、学生に一週間のスケジュール表（朝から晩まで一時間ごとの時間軸で区切られたもの）を作らせ、これを教員がチェックし、教員と学生が相談しながら改善計画を練っている。目標

設定の仕方や時間管理など社会人になっても必要な能力が養われている。

金城大学短期大学部では、毎日八時五五分にクラス担任がクラスで話をし、毎日学生の様子を観察しており、問題を抱える学生に対しては、すぐに教員が面接する体制が整っている。落ちこぼれの学生を一人も出さないという意気込みで学生に対応しているの、退学者は他の短大と比べて極めて少ない状況にある。短大の教員が教育熱心な理由は、高校の校長出身者が多いからだということであった。

クラス担任制は、学生や保護者と学校側が向き合うよい機会を作るものであり、その中で、初年次教育をしっかりと行うことが最重要課題のひとつだといわれている。

(二) ゼミの充実

大学においては、学生と教員が最も密接な関係を持てるのがゼミであり、どの大学でもゼミが非常に重視されている。

「ゼミの先生が自信を持って学生を推薦して、ものの考え方がしっかりしていて、三年先、五年先がいい仕事をするだろうという学生だったら採用しますよ。」と、ある大企業の会長がゼミのブランド化について述べているが、ゼミの担当教員は学生の生活指導から就職までしっかりと面倒を見るのが求められている。

慶應義塾大学や日本大学などの伝統

校が、昔から就職に強いといわれている理由は、ゼミとOBとの関係が非常に深く、毎年一〇〇%の就職率を誇っているゼミが多く存在するためである。広島工業大学では内定状況をゼミごとに集計し、理事長・学長へ報告するなど、就職支援も教員の本業であるということを意識させているそうだ。

西武文理大学では、ゼミの教員が三人から一〇人の学生を担当し、責任を持って学生を就職させている。

「ゼミの武蔵」といわれる武蔵大学は、最近志願者を増やしているそうだが、このような大学も増加しており、大学におけるゼミの重要性について志願者も気づき始めたようである。

大学選びにおいて、ゼミの充実がより重視されるものと考えられる。

(三) 学生の研究室

学生が大学に滞留する時間を延ばす手段として、学生の研究室を設けている大学が増えつつある。

松本大学では、教員の研究室の隣に、学生の研究室を作ろうと設計段階から決めていたという。その理由は、①まず学生の居場所ができ、そこに行けば友達ができること。②教員は学生たちがどのように勉強しているか把握できること。③学生は質問があれば、すぐに隣の研究室にいる先生に聞けることだという。同時に、学生の研究室を作ることによって、教員は学生の面倒

を見るものだという大学の姿勢を打ち出そうと考えたそうだ。この学生の研究室をつくることによって学生をオーダーメイドで育て、その後のキャリアセンターとの協力関係で就職決定までつながる、学生支援の一連の流れを形成しているのだという。

鳥取環境大学にも教員研究室の向かい側に学生研究室があり、そこには全学生が自由に使用できる机と椅子、インターネット環境が整備されている。また、教員の研究室は学生が気軽に質問や相談に訪れることができるよう、廊下側はガラス窓になっている。また、全教員が研究室に待機するオフィスアワーを毎週二回、九〇分ずつ設けているそうだ。

学生が校内にいる滞留時間を延ばすためには、学生の研究室は有効であろう。

(四) 研究室の大部屋化

これまでの個室型の研究室を、大部屋にすることにより、学生と教員とのコミュニケーションが盛んになった大学がある。

多摩美術大学の岩倉信弥名誉教授は次のように述べている。「教員の意識を変える上で最も効果があったのが、個人別の研究室をやめて大部屋にしたことです。研究室も会議室も一つにしました。先生たちと、この大部屋で会議をしています。大部屋スタイルの研究室にすると、学生に人気のある先生

がすぐにわかります。それが自然にまわりに伝染して、すべての教員が学生とのコミュニケーションが上手になります。部屋の中は学生と先生と企業の人で、座るところもないほど活気がでてきました。狭いながらも楽しい我が家です。見てください、誰が先生か、学生か、業者の人たちか分からないくらい、わいわいやっているでしょう。」

多摩大学のある教授も次のように述べている。「うちの大学の研究室は、オープンスペースになっています。大学の先生方は個室にすると、派閥を作ってしまうからです。教員ラウンジがあり、授業のないとき、教員が授業のやり方やあの学生をどう思うなどという話をここでするのがいいのです。そこには学生も自由に相談に行くことができます。うちの大学では、どんな先生に相談に行ってもよいのだと学生も思っています。」

教員の多くは、自宅では書斎に閉じこもり、大学では個室の研究室に閉じこもっているから、学生とのコミュニケーションが苦手な人が多いようである。研究室を大部屋化することにより、教員と学生の間に緊密な関係が生じやすくなると考えられる。

三. 教員の勤務形態

日本文化大学では、教員は週五日勤務で八時三〇分から一七時までが拘束時間である。授業以外の時間は、事務

室での教務事務のほか高校や企業を訪問しているそうだ。

金城大学短期大学部でも、教員の拘束時間がしっかり決められており、月曜から金曜まで毎日八時四十五分までに出勤し、全員で朝礼をしている。短期大学の教員は、校内で学生指導を含めた教育や教務事務に専念するグループと、学生募集や社会活動などに貢献するグループとに役割分担しているそうだ。

学生と教員の関係が密接になり、学生の校内の滞留時間を増やすためには、まず教員が大学にいる時間を増やす必要があるのではないだろうか。学生が相談したいときに、教員が校内にいないようでは面倒見の良い大学とはいえない。そのためには、静岡産業大学の太坪檀学長がいわれるように、大学の目標が教育なのか、研究なのかを明確にさせる必要がある。教育中心の大学ならば、専任教員は週四日は勤務し、学生との面談等に力を注ぐ必要があるう。

今後、私立大学が生き残るためには、教員全員が学生の教育に情熱を傾けるとともに、就職実績を上げることも重要と考えられる。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター

☎〇三（三三三〇）七八五二

Eメール center@shingaku.go.jp

短期掛金率のうち

「特定保険料率に相当する掛金率」

平成二十二年度分は二・四四％

■特定保険料率に相当する掛金率

私学事業団等の医療保険者は、高齢者の医療制度等に対する支援を行っています。

この支援金[※]について、現役世代が高齢者の医療費に対してどの程度の支援を行っているかを周知するという観点から、今年度も加入者が負担している短期掛金率給付分のうち、特定保険料率に相当する掛金率（高齢者支援金等に充てられた掛金率）について、お知らせします（表1参照）。

表1 平成22年度分短期掛金率（介護分を除く）（加入者と学校法人等で折半負担）

短期給付分		事務費分	福祉事業分	計
6.52%		0.08%	0.12%	6.72%
基本保険料率相当掛金率 4.08%	特定保険料率相当掛金率 2.44%		0.19% [注]	6.79% [注]

[表1-注] 乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者

※高齢者の医療制度等に対する支援金とは
前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、

表2 平成22年度分 短期掛金額のうち特定保険料率相当掛金額（加入者負担分の内訳表示）

（単位：円）

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額	短期掛金額 [注]		特定保険料率相当掛金額 1.22% (2.44% × 1/2)
			甲種加入者 3.36% (6.72% × 1/2)	乙種加入者等 3.395% (6.79% × 1/2)	
1	98,000	100,999まで	3,292	3,327	1,195
2	104,000	101,000～106,999	3,494	3,530	1,268
3	110,000	107,000～113,999	3,696	3,734	1,342
4	118,000	114,000～121,999	3,964	4,006	1,439
5	126,000	122,000～129,999	4,233	4,277	1,537
6	134,000	130,000～137,999	4,502	4,549	1,634
7	142,000	138,000～145,999	4,771	4,820	1,732
8	150,000	146,000～154,999	5,040	5,092	1,830
9	160,000	155,000～164,999	5,376	5,432	1,952
10	170,000	165,000～174,999	5,712	5,771	2,074
11	180,000	175,000～184,999	6,048	6,111	2,196
12	190,000	185,000～194,999	6,384	6,450	2,318
13	200,000	195,000～209,999	6,720	6,790	2,440
14	220,000	210,000～229,999	7,392	7,469	2,684
15	240,000	230,000～249,999	8,064	8,148	2,928
16	260,000	250,000～269,999	8,736	8,827	3,172
17	280,000	270,000～289,999	9,408	9,506	3,416
18	300,000	290,000～309,999	10,080	10,185	3,660
19	320,000	310,000～329,999	10,752	10,864	3,904
20	340,000	330,000～349,999	11,424	11,543	4,148
21	360,000	350,000～369,999	12,096	12,222	4,392
22	380,000	370,000～394,999	12,768	12,901	4,636
23	410,000	395,000～424,999	13,776	13,919	5,002
24	440,000	425,000～454,999	14,784	14,938	5,368
25	470,000	455,000～484,999	15,792	15,956	5,734
26	500,000	485,000～514,999	16,800	16,975	6,100
27	530,000	515,000～544,999	17,808	17,993	6,466
28	560,000	545,000～574,999	18,816	19,012	6,832
29	590,000	575,000～604,999	19,824	20,030	7,198
30	620,000	605,000～634,999	20,832	21,049	7,564
31	650,000	635,000～664,999	21,840	22,067	7,930
32	680,000	665,000～694,999	22,848	23,086	8,296
33	710,000	695,000～729,999	23,856	24,104	8,662
34	750,000	730,000～769,999	25,200	25,462	9,150
35	790,000	770,000～809,999	26,544	26,820	9,638
36	830,000	810,000～854,999	27,888	28,178	10,126
37	880,000	855,000～904,999	29,568	29,876	10,736
38	930,000	905,000～954,999	31,248	31,573	11,346
39	980,000	955,000～1,004,999	32,928	33,271	11,956
40	1,030,000	1,005,000～1,054,999	34,608	34,968	12,566
41	1,090,000	1,055,000～1,114,999	36,624	37,005	13,298
42	1,150,000	1,115,000～1,174,999	38,640	39,042	14,030
43	1,210,000	1,175,000以上	40,656	41,079	14,762

[表2-注] 短期掛金額には、事務費分及び福祉事業分掛金額を含み、介護分掛金額は含みません（円未満切り捨て）。

病床転換支援金等（老人保健拠出金の精算分を含む）をいいます。

■算出方法
特定保険料率に相当する掛金率は、支援金の額を私学共済加入者の標準給与の月額及び標準賞与額の一年分の合算額（見込み額）で除して求めます。その結果、二十二年度分は二・四四％となります。さらに、加入者と学校法人等が折半して負担するため、加入者

負担分は、一・二二％（二・四四×二分の一）です。
なお、この一・二二％は短期掛金率の内訳を示すものであり、新たな負担が生じるものではありません。
表2は、短期掛金額のうちの加入者が負担する特定保険料率に相当する掛金額を標準給与の等級別に表示したものです。

平成二十二年度 第一回
私学共済事務担当者研修会
七月十三日（火）～八月二十六日（木）

私学共済制度の業務内容や業務手続

きなどを習得していただくため、今年度も初任者を対象に基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します（会場・日程等は下表参照）。詳しくは、四月分掛金納付通知書（五月中旬送付）に同封する「開催案内（参加申込書付）」又は私学共済事業ホームページをご覧ください。

▼参加対象者等

- ・ 学校法人等の共済事務担当者
- ・ 各学校から二名まで
- ・ 参加は一人一コースのみ

▼研修内容

(1) 二日コース

私学共済の共済業務全般について、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な業務内容の研修を行います。

(2) 一日コース

私学共済制度の業務内容の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期をテーマとし、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な研修を行います。

▼申し込み方法等

(1) 申込期限

開催案内の「平成二十二年度 第一回 私学共済事務担当者研修会参加申込書」により、五月三十一日（月）【必着】までに共済事業本部あて郵送によりお申し込みください。

(2) 参加通知

申込者数が各コースの定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。なお、参加の可否は六月下旬までに学校法人等あてにお知らせします。

平成二十二年度 第一回

私学共済事務担当者連絡会

六月一日（火）から六月二十四日（木）にかけて平成二十二年度第一回私学共済事務担当者連絡会を開催します。会場・日程等につきましては、「開催案内」（四月分掛金納付通知書に同封）、本誌六月号及び私学共済事業ホームページでお知らせします。

研修会会場・日程等一覧

会 場	コース番号	実 施 日		定 員	研 修 内 容
札幌ガーデンパレス	①	8月4日（水）～8月5日（木）	2日	40名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	②	8月18日（水）～8月19日（木）	2日	40名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	③	7月13日（火）	1日	50名	資格・短期
	④	7月14日（水）	1日	50名	長 期
	⑤	7月20日（火）	1日	50名	資格・短期
	⑥	7月21日（水）～7月22日（木）	2日	50名	共済業務全般
	⑦	7月27日（火）	1日	50名	資格・短期
	⑧	7月28日（水）～7月29日（木）	2日	50名	共済業務全般
	⑨	8月16日（月）	1日	50名	資格・短期
	⑩	8月17日（火）	1日	50名	長 期
	⑪	8月18日（水）	1日	50名	資格・短期
	⑫	8月19日（木）	1日	50名	長 期
名古屋ガーデンパレス	⑬	7月13日（火）	1日	45名	資格・短期
	⑭	7月14日（水）～7月15日（木）	2日	45名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	⑮	7月21日（水）～7月22日（木）	2日	40名	共済業務全般
大阪ガーデンパレス	⑯	7月27日（火）	1日	40名	資格・短期
	⑰	7月28日（水）～7月29日（木）	2日	40名	共済業務全般
	⑱	8月25日（水）	1日	40名	資格・短期
	⑲	8月26日（木）	1日	40名	長 期
広島ガーデンパレス	⑳	7月28日（水）～7月29日（木）	2日	45名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	㉑	7月13日（火）	1日	45名	資格・短期
	㉒	7月14日（水）～7月15日（木）	2日	45名	共済業務全般

加入者証などの内容を確認しましたか？

資格関係の報告内容の訂正

加入者証や確認通知書などの記載内容を確認しましたか。「資格取得報告書」や「被扶養者認定申請書」等に報告誤りがあると、誤った加入者証が交付されたり誤った記録が管理されることになり、掛金額や給付の支給額等に影響がでてしまいます。

報告内容を訂正するときや報告の手続きそのものを取り消すときは、**下表**を参照のうえ、必ず訂正の手続きをしてください。

- 注意事項
- ①訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。

②加入者証の記載事項（住所を除く）に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証を交付します。訂正前の加入者証は学校法人等で回収し、「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」(21年版「事務の手引」86頁参照)を添付のうえ返納してください。

表 訂正や取り消しに使用する報告書

記入方法などについては、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」をご覧ください。

訂正等の内容	報告書名	記入例集
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書 ※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。	32頁
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書	33頁
資格取得、資格喪失年月日又は喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書	30頁
加入者の生年月日・性別・氏名・住所を変更・訂正するとき	加入者異動報告書	19頁
被扶養者の生年月日・性別・氏名・続柄を変更・訂正するとき	被扶養者異動報告書	20頁
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書	31頁
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書	34頁
資格取得時の給与、定時決定（標準給与基礎届書）、標準給与改定届書の給与額を訂正するとき	給与訂正申出書	37頁
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書	36頁
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の用紙） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等基礎年金番号が分かるものの写しを添付して提出してください。	—

学 種	記号
大学	A
短期大学	B
高等学校及び中等教育学校	C
中学校	D
小学校	E
幼稚園	F
特別支援学校	G
各種学校	H
私学事業団	I
高等専門学校	J
専修学校	K

私立共済制度では、学校ごとに学校番号を決定し、加入者番号は勤務する学校単位に付番されます。

そのため、学校法人等が報告する「資格取得報告書」、「所属学校等変更報告書」は加入者が所属している学校で提出してください。特に、同一法人で複数の学校を有する場合は、誤りのないよう注意してください。

都道府県によっては、学種に応じた長期給付掛金率に対する補助金（都道府県によって対象となる学種や補助率が違います）を受けています。

学校法人等から提出された「資格取得報告書」等に基づいて決定した学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した際は、補助金に影響があるため、都道府県等から指導を受けることがあります。

なお、報告内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正等の手続きを行ってください。

加入者にかかる学種の適用

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

接骨院・整骨院にかかるとき、加入者証が使用できない施術があることをご存知ですか。加入者証が使用できない施術を受けたときは、全額自己負担になります。加入者証が使える場合と使えない場合を正しく理解したうえで、接骨院・整骨院の施術を受けるようにしましょう。

●加入者証が使えるとき

加入者証を使って柔道整復師の施術を受けることができるのは、**急性又は亜急性の外傷による打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）**に限られます。
骨折・脱臼の施術は、応急処置などやむを得ない場合に限り加入者証が使えます。

応急処置後の施術には医師の同意が必要で、医師の同意がない場合は、加入者証が使えません。

●加入者証が使えないとき

整形外科等で治療を受けながら同時に柔道整復師の施術を受けた場合、原則として柔道整復師の施術分は療養費の適用になりません。

次の場合も加入者証は使えません。
①加齢による単なる肩こり・腰痛

●加入者証を使って施術を受けたとき

加入者証を使ったときは、柔道整復師が加入者に代わって本事業団に療養費を請求することになります。

「療養費の支給申請書」の「委任欄」には、次の①～④を確認のうえ、自筆で署名してください。

- ①支払った金額と一部負担金が一致しているか
- ②受診回数はあっているか
- ③負傷名・負傷原因は正しいか
- ④施術内容があっているか

●施術内容の照会について

接骨院・整骨院からの請求の中には、療養費の適用にならないと思われる施術が一部見受けられます。療養費を適切に支給するため、受診者に施術日数や施術内容について照会することがあります。照会文が届きましたら、対象となる加入者に渡してください。

短期給付金の自動払い

手続きをしなくても受けられる給付金があります

加入者証を使って保険診療を受け、一定額以上の医療費を自己負担した場合は、自己負担を軽減するために高額療養費や一部負担金払戻金（又は家族療養費付加金）が支給されます（下図参照）。高額療養費等は自動的に給付が決定されますので、請求の手続きは必要ありません。

【自動払いのしくみ】

①加入者（被扶養者）は自己負担（原則三割）を医療機関の窓口で支払います。

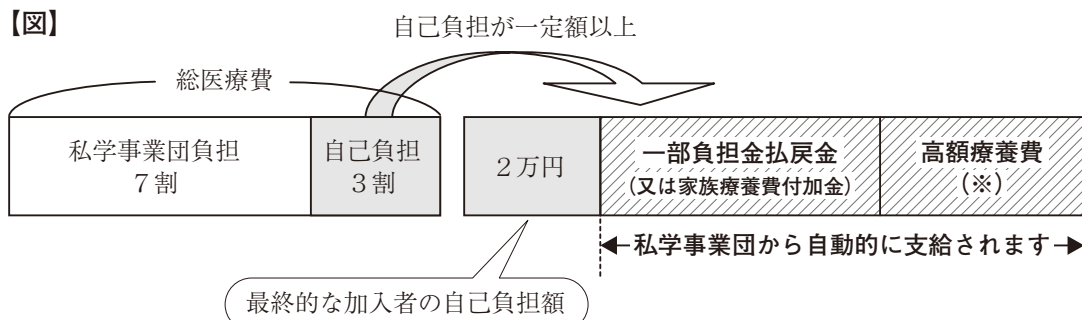
②医療機関は、診療報酬明細書（レセプト）を社会保険診療報酬支払基金に提出します。

③社会保険診療報酬支払基金はレセプトを審査した後、私学事業団に請求し、本事業団が七割分を支払います。

④本事業団は、レセプトを審査したうえで高額療養費等を決定し、学校法人等へ送金し、あわせて「給付金等決定・送金通知書」を送付します。

※自動払いの給付金は、受診した月から約4か月後に学校法人等へ支払われます。

⑤学校法人等は加入者に給付金を渡します。



（※）入院したときの自己負担軽減

70歳未満の人が入院したときは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、自己負担額のうち高額療養費相当分について、本事業団が医療機関に支払うことができます。「限度額適用認定証」を希望する人は、「限度額認定申請書」を本事業団に提出してください（70歳以上の方は「高齢受給者証」を提示してください）。

平成二十二年度 生涯生活設計セミナーの開催

私学事業団では、加入者の皆様の退職後のセカンドライフ設計の一助となるよう、財団法人 教職員生涯福祉財団との共催により「生涯生活設計セミナー」を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

開催日・会場		定員
七月二十九日(木)	東京ガーデンパレス	各五十名
七月三十日(金)	東京ガーデンパレス	
八月六日(金)	京都ガーデンパレス	
八月十日(火)	広島ガーデンパレス	

- 1 内容**
 - ・ 共済年金の概要
 - ・ 退職後の医療保険
 - ・ 生きがい、健康、経済生活のプラン
 - 2 対象者** 加入者とその配偶者
 - 3 時間** 午前九時三十分～午後五時十五分
 - 4 参加費**
 - ・ 一人参加 三、〇〇〇円
 - ・ 夫婦参加 六、〇〇〇円
- *参加費には、テキスト代、昼食代等を含みます。

5 宿泊の手配・費用
各自で手配・負担をお願いします。

6 申込締め切り日
六月二十四日(木) 必着
※申込者数が多数の場合は、抽選により参加者を決定します。

7 申し込み方法
次の内容を明記のうえ、ハガキ、封書又はEメールで申し込んでください。

- ①参加者氏名②年齢③加入者番号
- ④参加者の住所⑤自宅の電話番号
- ⑥所属学校名
- ⑦学校の電話番号・内線番号
- ⑧希望日(第一希望、第二希望)

8 申し込み・問い合わせ先
〒一六〇・〇〇一一二

東京都新宿区南元町二三
公立共済四谷ビル三階
財団法人 教職員生涯福祉財団

「セミナー担当」
☎〇三(五三六八) 一八八二
Eメール 011@kyosyokuinzaidan.com

■主催 日本私立学校振興・共済事業団
財団法人 教職員生涯福祉財団

平成二十一年度特定健康診査 健診結果データの提出は五月末が締め切りです

注意

二十一年度の特定健康診査の健診結果等の提供については、**二十二年五月三十一日**が提出期限となっています。

二〇三月に定期健康診断を実施した学校法人等は、対象となる加入者の特定健康診査健診結果データを速やかに提出してください。また、二〇三月に人間ドックを受診した加入者のデータについても同時に受け付けています。

期限を過ぎると、保健指導利用券(有効期限二十二年七月末日)や情報提供冊子は送付できませんので注意してください。

私学事業団への健診結果データ提供にあたっては、円滑な登録・階層化が可能となるよう、できるだけ本事業団の統一フォーマット(エクセルシート又は特定健康診査受診結果票)により健診結果データを作成し、必須項目の記載もれがないようチェックツールを活用してください。

※統一フォーマット、チェックツール、実施要領(ガイドブック)は、私学共済事業ホームページからダウンロードできます。
<http://www.shingakukyosai.jp/>

無効の加入者証 回収と返納のお願い

加入者(任意継続加入者)の資格喪失及び被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証は必ず返納してください。特に任意継続加入者になった人への周知をお願いします。

- 「資格喪失報告書」を提出する際には必ず加入者証等(遠隔地被扶養者証・高齢受給者証を含む)を添付してください。加入者証等の紛失により添付できないときは、「加入者証返納不能届書」を提出してください。
- 被扶養者を取り消した場合、新しい加入者証等を受理したとき、直ちに「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」(平成21年版「事務の手引」86頁参照)に旧加入者証等を添付し、返納してください。
- 加入者、被扶養者、任意継続加入者が後期高齢者医療制度に加入した後は、私学事業団の加入者証等は使用できません。加入者証等は必ず返納してください。

積立共済年金・共済定期保険 平成22年度前期募集 (平成22年10月1日加入)

募集期間 6月1日(火)～6月30日(水) 私学事業団必着

■積立共済年金(つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。

この制度には次の2コースがあります。

税制適格コース(個人年金保険料控除の対象)	自由選択コース(一般生命保険料控除の対象)
満65歳までに10年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金及び一時金を選択	満65歳までに2年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険 及び一時金を選択

※満55歳未満で退職(脱退)した場合は一時金のみになります。

■共済定期保険(きょうさいていき)【共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120(716)267】

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は次のとおりです。

前期募集では「家族年金コース」・「医療保障コース」及び「学校加入コース」の申し込みを受け付けます。

家族年金コース 加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。
(主契約です) 独身の人も加入することができます **(配当金を還元)**。

家族年金コースの加入が条件です

募集は後期(11月)です

医療保障コース 病気やケガで5日以上入院したときの保障 **(配当金を還元)**

医療費支援コース 日帰りからの入院も保障。その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース がん・急性心筋梗塞・脳卒中になったときの保障

長期休業補償コース 病気やケガで長期の休職となったときの保障

学校加入コース 学校法人等が保険料を負担し、加入者への弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています **(配当金を還元)**。

※配当金：年度ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

(平成20年度配当率「家族年金コース」・「学校加入コース」41.50%、「医療保障コース」46.75%)

■申し込み方法

積立共済年金では「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

共済定期保険では「新規加入」の申し込みのみを受け付けます。

申し込みにあたっては、パンフレット及び共済事務担当者保管の「共済定期保険事業関係約款」に記載されている加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、手続きをしてください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※すでに加入されている人の内容変更等の申し出については、積立共済年金は前期(6月)及び後期(11月)申込期間内、共済定期保険は後期(11月)申込期間内のみとなっています。

※学校に訪問して、積立共済年金・共済定期保険についてより詳しく知りたい教職員を対象とした説明会を開催しています。ご希望の学校法人等は、福祉部保健課貯金係まで申し出てください。

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際には、学校番号、加入者番号を
 お手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立貯金の締め切り

前期募集の締め切りは**5月25日(火)必着**です。
 締め切り間際での送付については、送付誤りのないよう必ず下記の貯金関係書類送付先をお願いいたします。
〒101-8709 日本郵便神田支店私書箱第103号
私学事業団 共済事業本部 福祉部保健課貯金係

海外研修旅行の申し込み締め切り

夏期コースの参加申し込み受け付けは**6月4日(金)必着**です。各コースとも定員は30名で、定員を超えた場合は抽選となります(先着順ではありません)。
 詳しくは、本誌4月号又は私学共済事業ホームページをご覧ください。

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、5月21日(金)に学校法人等あてに送付いたします。対象となる加入者の皆様にお渡しくださいますようお願いいたします。
 ※対象となる加入者は、4月1日現在50歳以上で加入者期間(任意継続加入者期間を除く)を25年以上有する人です。

磁気媒体による標準給与基礎届(定時決定)の報告を希望するとき

私学共済事業ホームページの「磁気媒体作成機能操作説明書」等を使用して作成してください(「事務担当者コーナー」→「磁気媒体での申請」)。このプログラムには、学校法人等で作成した磁気媒体の仕様に不備がないかチェックする機能を導入しています。提出する前に、作成した磁気媒体を必ずチェックし、送付状及び必要事項を記載したラベルを磁気媒体に添付して提出してください。磁気媒体で報告すると、翌年から従来の用紙は送付いたしません。磁気媒体による報告を取りやめる場合は、文書により申し出てください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

後期高齢者支援金の負担方法の見直し

私学共済等の保険者が納付する後期高齢者支援金の負担方法の見直しを行うための「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」が国会で審議されています(平成22年4月19日現在)。
 この法律が成立すると、後期高齢者支援金の3分の1が保険者の総報酬額に応じた負担となり、22年度は約30億円の負担増が見込まれます。

加入者向広報「レター」5月号、「私学共済ブック2010」〔保健・宿泊編〕などを5月下旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は、4月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含む)となります。部数が不足する場合は広報相談センター広報班までご連絡ください。

5月の共済業務スケジュール

6日(木)	貸付 4月分定期償還期限 貸付 送金
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 6月2日送金申込・任意償還申出締切
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 前期加入申込・払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日(金)	掛金 4月分口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	貸付 6月22日送金申込締切 掛金 4月分納期限

6月の共済業務スケジュール

1日(火)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申込開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 5月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 7月2日送金申込・任意償還申出締切

INFORMATION

人事異動

職員の()内は前職

◆役員

理事(非常勤)

退任 関口 修
(平成22年3月31日付)新任 佐久間 勝彦
(平成22年4月1日付)

◆参与

退任 鎌田 徹
(平成22年3月30日付)新任 猿渡 秀樹
(平成22年4月2日付)

◆運営審議会委員

再任 黒田 壽二
(平成22年3月1日付)

◆共済運営委員会委員

退任 大沼 淳
(平成22年3月31日付)

◆本部職員(平成22年4月1日付)

企画室長兼数理統計室長

金子 正
(審議役)審議役 高橋 正友
(企画室長)融資部長 熊谷 賢次
(財務部次長)

広報相談センター長

高尾 展明
(文部科学省大臣官房付)
財務部次長兼企画室次長佐藤 直也
(補助金課長)

企画室参事〔助成業務担当〕

佐藤 克則
(私学情報室主幹)

企画室参事〔年金企画担当〕

荒井 伸也
(主計課長)総務課長 田中 裕介
(総務部参事〔総務担当〕)

総務部参事〔総務担当〕

堀 敏明
(経理第一課長)

総務部参事〔労務担当〕

白井 秀樹
(総務課課長補佐)主計課長 酒井 薫
(北海道会館館長)経理第一課長 吉田 秀樹
(経理第一課課長補佐)

システム管理室参事

天白 則彦
(審査・管理室長)

システム管理室参事

小松 弘和
(資格課課長補佐)

私学経営情報センター参事

飯田 公七
(企画室参事〔助成業務担当〕)

審査・管理室長

神 幸雄
(システム管理室参事)補助金課長 小瀬 孝雄
(総務課長)

資産運用室参事

木下 修
(東京臨海病院事務部次長)短期給付課長 河田 哲雄
(営繕班長)貸付課長 田中 信之
(広島会館館長)管理課長 笠原 昌俊
(システム管理室参事)営繕班長 北村 修一
(総務部参事〔労務担当〕)広報班長 和氣 広房
(監査班主幹)

◆会館(平成22年4月1日付)

愛知会館館長 高橋 大平
(貸付課長)広島会館館長 大谷 和正
(資産運用室参事)九州会館館長 國井 季樹
(管理課長)

◆東京臨海病院院長

再任 山本 保博
(平成22年4月1日付)

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm学校法人基礎調査の提出について
ご協力をお願いします5月14日(金)提出締切(大学法人・短期大学法人・
高等専門学校法人)

①学校法人の概要関係

②学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数(大学等部門)

5月31日(月)提出締切(大学法人・短期大学法人・
高等専門学校法人)

①大学等専任教職員等個人票関係(大学等部門)

②入学試験区分別入学志願者等学生数一元化関係

③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数(高等学校
等部門)④学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金(高等
学校等部門)

⑤役員数・役員個人票

⑥編入学及び通信教育に係る学生等数

⑦教員・職員数

⑧土地・建物面積等

※詳しくは、平成22年度学校法人基礎調査「操作マニ
ュアル・入力要領」(4～5ページ)をご覧ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7840～7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

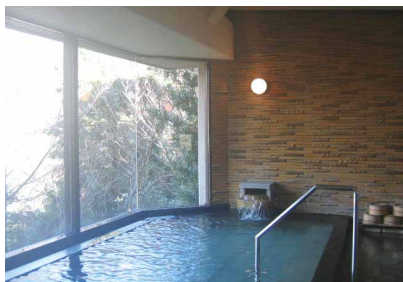
宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

新緑の旅を始めよう 箱根「対岳荘」

箱根対岳荘は箱根連山の中腹に位置する大平台にあり、自家源泉を保有していることから、かけ流しの温泉を皆様に堪能していただけます。

都心から約2時間の距離でお楽しみいただける雄大な自然と温泉保養をぜひ満喫してください。



大浴室



箱根大観山から見た富士山

味彩プラン 1泊2食 1名様 **11,500円**

吟味された旬の素材をいかした会席料理をご堪能いただけるプランです。

漫湯プラン 1泊2食 1名様 **10,000円**

リーズナブルに会席料理をお楽しみいただけるプランです。

- 平成22年7月16日までの料金です。
- 1名様で1部屋ご利用の場合は500円追加となります。



味彩プラン（イメージ）

箱根 対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
 (箱根登山鉄道「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バスで「大平台」下車、徒歩3分。箱根登山鉄道で「大平台」駅下車、徒歩5分)

融資事業のご案内

平成22年度融資のご相談お待ちしております！

本年度も私立学校の施設・設備の整備を支援する、長期・低利な事業団融資をご活用ください。

平成22年度融資事業計画

融資費目	対象となる事業内容	22年度 計画額	融資金利（平成22年5月1日現在）	
			20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数2年以内含む)
一般施設費	①校(園)舎、体育館、講堂等の建築事業	47,700	2.0	1.3
	②校地等買収、造成事業			
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業			
	④次世代型学校施設の整備事業			
	⑤温暖化対策のための整備事業【新規】			
	⑥防災(耐震)機能強化の改修事業			
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業	40,100	2.1	1.4
	②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.7	
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.3	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.7	—
教育環境 整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,000	0.7	5年6か月以内 (うち据置6か月)
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器 備品・装置、車両等の購入		1.3	10年以内 (うち据置2年)
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		1.0	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金			
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.7	5年6か月以内 (うち据置6か月)

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

ご相談はお早目にどうぞ!!

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

八十周年館の完成 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学

八十周年館は、創立80周年事業の一環として建てられたもので、平成21年9月に完成しました。大学・短期大学で使用し、講義室、演習室、実習室、ミーティングルームや研究室等があります。オープンスペースが多く、ガラスを多用しているため内部が非常に明るく、学生たちにとって居心地が良い、快適な空間です。